

平成28年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成29年2月2日（木）13時30分～14時30分

開催場所 本庁舎6階 第1・2委員会室

委員出席者 徳田訓康会長、山本幸子委員、小田桐清志委員、川村浩幸委員、
飯ヶ谷清委員、赤岩けさ子委員、奥山喜和子委員、葛山洋子委員、
山田芳裕委員、川野雅彦委員

委員欠席者 野村直人委員、中川義也委員、相浦芳信委員

事務局出席者 高岡市民生活部長、佐山副参事（事）保険年金課長
保険年金課…井上主幹（事）国保給付係長、吉川保険料係長、
飯村主任主事、副島主任主事、鳥塚主事
健康増進課…米井主査

○市民生活部長あいさつ

1 開 会 佐山保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告した。会議については、平成13年2月9日に行われた国民健康保険運営協議会において会議は非公開としているが、鎌ヶ谷市の会議公開制度においても「会議は原則として公開し、法令等の規定により、会議が非公開とされている場合や鎌ヶ谷市情報公開条例に規定されている不開示情報が含まれる内容について審議等をする場合、会議を非公開とする場合がある」とされているため、この度再度、意見交換の場を設けた。なお、公開・非公開についての意見は無かったため、次回から公開することを報告した。また、会議録は委員名を伏せて議会開会後に公開と決定しているが異議が無い旨を確認した。

2 議 事

(1) 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、市長より諮問されました鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。「保険料の5割・2割軽減措置に係る判定所得等の改定」でございます。

諮問事項の内容の説明に先立ちまして、まず、条例改正までの手続きについてご案内いたします。

国では、昨年末決定した「平成29年度税制改正大綱」を受け、国民健康保険法施行令の一部改正を予定しており、年度内に公布される運びとなっておりますが、現時点ではまだ施行令の一部改正は公布されておられません。このことから、本日はあくまでも改正予定ということをご承知おきのうえご審議いただき、公布時期により、3月定例会において追加上程又は専決処分を行う予定であります。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

資料1ページの2 諮問内容(1) 保険料の5割・2割軽減判定所得等の改正について。保険料の軽減措置につきましては、加入世帯の総所得に応じ、7割軽減・5割軽減・2割軽減の3段階があります。

今回の改正は、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を5割軽減では、26万5,000円から27万円に、2割軽減では48万円から49万円に引き上げる改正となります。

具体的に例を挙げて申しますと、5割軽減対象世帯は、現行、給与収入が約186万円の3人世帯が、改正後は約188万円となり、軽減幅が約2万円。2割軽減対象世帯は同様に、約279万円から約283万円、軽減幅が約4万円と、それぞれ軽減範囲が拡大されます。改正理由としましては、低所得者層の保険料負担を軽減するためのものです。

なお、この改正による保険料への影響額ですが、平成29年度、当初加入世帯見込で、約100世帯が対象となり、約240万円程度の軽減が見込まれます。

この軽減分につきましては、県から4分の3、保険基盤安定繰入金として交付されますので、市は残りの4分の1、約60万円の負担をすることになります。今回の条例改正の施行年月日は、平成29年4月1日を予定しております。

以上、諮問事項の内容についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

《質疑》

議長：両方で100世帯ですか。5割軽減世帯はどのくらいですか。

事務局：足して100世帯です。5割軽減世帯が46世帯、2割軽減世帯が50世帯で、約100世帯です。

議長：質問がなければ、鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり承認してよろしいか。

異議なしの声

(決定事項)

諮問案のとおり答申を行う。答申書については、後日会長名で行う。

(2) 平成29年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算(案)について

議長：平成29年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、事務局よりご説明いたします。2ページ、議題(2)平成29年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計予算案をご覧ください。

総額は140億4,700万円の前年度より7,000万円の減額で、対前年比0.5パーセント減となっています。減額となりました要因は、被保険者約1,800人の減少に伴い、予算規模が減少したものです。

それでは、歳入1款から主な内容についてご説明いたします。

上段の歳入の表をご覧ください。まず、1款の国民健康保険料は、約24億6,400万円となっており、前年度予算より約2億1,600万円の減額となっています。減額の理由は、平成28年10月から社会保険の加入対象が広がり、若い世代の国保加入が減少していることや、毎月100人程度が75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行していることから今後も被保険者の減少が見込まれるためです。

次に、3款国庫支出金約26億5,500万円は、前年度予算に比べ約8,900万円増加していますが、実績に合わせて増加としました。また、前年度予算にはありませんでした糖尿病性腎症の患者に対して生活習慣の見直しをするよう保健指導などを行う事業に対する国からの交付金も増加の要因となっております。

4款の療養給付費等交付金については、退職者医療制度の廃止により、現在経過措置中で該当者が減少していることから、前年度と比較して約500万円の減額としております。

5款の前期高齢者交付金は、前期高齢者である65歳以上75歳未満の方の加入率を全国平均と比較して、加入率が低い保険者が、加入率が高い保険者を助ける財政調整の機能を果たすものとなっております。一般的には被用者保険の方が支払った納付金を市町村国保が交付金としてもらっています。平成29年度予算では約37億円を計上していますが、前年度と比較しますと約6,100万円増加しています。増加の理由は、前期高齢者1人あたりの医療費が増加していることと前期高齢者加入率が高まっているためです。

7款の共同事業交付金、約29億7,200万円についてですが、前年度

と比較しますと約3,700万円の増額となっています。増額の理由は、今後千葉県内国保被保険者の医療費の増加が見込まれることから、国保連合会に拠出する金額が増加したため、交付金も増加となりました。

9款の繰入金、約14億5,800万円については、前年度と比較して約3,600万円減少しております。内訳についてご説明いたします。3ページの歳入の下段にあります繰入金の欄をご覧ください。

こちらは一般会計からの繰入金となっており、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、職員給与費等繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金については、国や県から一般会計に財政措置されており、一般会計から法定で繰り入れが定められております。

その他一般会計繰入金は、国保会計の赤字分を一般会計から補填している金額で、約6億6,900万円となっており、平成28年度の約7億700万円と比較しますと約3,800万円の減額となっています。

基金繰入金につきましては、国保の財政調整基金から繰り入れるもので、残額の1億5,000万円すべてを取り崩しております。

次に、2ページに戻りまして、歳出についてご説明いたします。

歳出では61パーセントを占めますのが、2款保険給付費となり、平成28年度と比較しますと約4,600万円の減額としております。保険給付費の主なものとしては、医療機関への支払いとなる療養給付費、主に柔道整復師などへの支払いとなる療養費、自己負担限度額を超えた被保険者への支払いとなる高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等が含まれております。被保険者が、減少しておりますので、減額としております。

次に、3款の後期高齢者支援金等ですが、前年度に比べ約7,700万円の減額となっております。これは2年度前の精算と相殺する関係から、平成27年度の精算分について約2億円あったため、平成29年度分と相殺することで、減額となったものです。

4款の前期高齢者納付金等が前年度に比べ約450万円増加したのは、前期高齢者納付金の加入者1人あたりの負担調整対象額が増加したためです。

6款の介護納付金につきましては、介護保険料を納める対象の被保険者が減少しているため、前年度に比べ約900万円の減額としております。

7款の共同事業拠出金につきましては、前年度に比べ約5,500万円の増額となっております。こちらは、共同事業の事務を行っております国保連合会から示された額の計上となっており、千葉県内国保医療費の増加に合わせ、拠出額が増加したものです。説明は以上です。

《質疑》

委員：介護納付金について説明をお願いします。

事務局：40歳以上65歳未満の方については、各保険者で医療保険料と一緒に介護納付金を集めることになっています。現在、1人あたり約6万円の

負担額を保険者が支払基金に納め、支払基金から各市町村へ介護の補助金として交付される流れになっています。65歳以上の方については、個別に通知が来て、介護保険料を納める仕組みになっています。

議長：共同事業拠出金の1人あたりの負担率はありますか。

事務局：共同事業拠出金は、高額医療共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金の2つがあります。高額医療共同事業拠出金につきましては、80万円を超える医療費に対して、保険財政共同安定化事業拠出金は80万円以下の医療費に対して、千葉県内の市町村で負担した金額の59パーセントを助け合う制度になります。

委員：これは1疾病に対して、80万円と決まっているのですか。

事務局：80万円を超えるものは高額医療共同事業で、保険財政共同安定化事業はそれより低いものを対象にしています。

(3) 平成29年度国民健康保険事業計画(案)について

議長：平成29年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局へ説明を求める。

事務局：それでは、事務局よりご説明いたします。4ページ、議題(3)平成29年度鎌ヶ谷市国民健康保険事業計画(案)をご覧ください。

この事業計画は、国保財政を健全化するために重点的に実施する内容を記載しております。重点施策は4点ございます。

下から4行目、2の対応方法でご説明いたします。(1)適用適正化の推進として、国保に加入する必要が無い方が入っていないか、社会保険の扶養に該当しないかなど資格の確認を引き続き行ってまいります。

次に、5ページをご覧ください。(2)医療費の適正化の推進として、医療機関からの請求書であるレセプトの点検をきめ細かく行うほか、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。また、柔道整復の施術を長期利用している方へのアンケートを行い慢性疾患で受診していないかなどの点検をしてまいります。

次に、(3)収納率向上対策の推進として、保険料滞納者に対し短期被保険者証の交付を行い、継続的な納付を勧奨するとともに生活状況の把握を行うため、休日・夜間納付相談会の実施、催告書の送付、また悪質滞納者に対しては差し押さえを実施するなど、徴収体制の強化及び整備に努めます。併せ

て、口座振替を原則化しておりますので、更なる加入率向上を図ります。

6 ページをご覧ください。(4) 保健事業の推進として、昨年策定しましたデータヘルス計画に沿って、特定健康診査については、引き続き未受診者への働きかけを行い、人間ドック受検者のデータなども取り込んで受診率向上を目指してまいります。また、受診した結果、特定保健指導対象となった方や重症化が心配される方へは、保健指導を行います。なお、平成29年度はレセプトの分析も合わせて行い、糖尿病性腎症の重症化が心配される方へは、生活改善に向けた保健事業を実施する予定であります。現在のデータヘルス計画は、平成29年度までのものとなっておりますので、平成30年度からのものを平成29年度中に策定いたします。なお、7 ページについては、小さい字で申し訳ありませんが、実施時期等を明記した計画を表として掲載しております。

《質疑》

委員：人間ドック助成は現在1万5,000円まで助成されていますが、平均して1人あたりどのくらい自己負担していますか。

事務局：助成事業の結果による1人あたりの費用はまだ計算できておりませんが、約3万円前後です。ただし、病院により金額に差があり、オプション等を付けるとそれによって高くなってしまいます。

議長：ジェネリックの利用について周知するよう、薬局等に対して要望は出していますか。

事務局：要望は出しておりませんが、厚生労働省で後発医薬品の案内をすると加算できる制度にしているため、薬局も積極的に案内していると思います。市でもジェネリック医薬品促進のシールを出していますが、薬局でも出しています。

議長：保健事業の促進のなかの、健康教育事業とはどんなものですか。1年に何回くらい開催されますか。

事務局：広く多くの方に健康に関する知識を得ていただこうと、データヘルス計画にも盛り込まれているものですが、鎌ヶ谷市の場合には特に、生活習慣病、高血圧や糖尿病に起因するあたりから重症化へ向かっていくという傾向が分析されているためそれらの関連について、また、健康寿命と平均寿命の差がどれくらいあるのか、特定健診を受けている人と受けていない人とではどれくらい医療費の差があるのかといった内容について、地域の老人会やサ

一ケルに資料を持ってお話に行っています。

現在確認できているところでは、延べ500人弱くらいの方には資料を配ってお話しをさせていただいています。また、市で行っている糖尿病セミナーなどでもお話しはしています。

委員：レセプト点検の強化について、レセプトの偽造等があると思いますが、単月点検というのは毎月行っているのですか。

事務局：毎月行っています。国保連合会が審査支払をしているため、そこで、まず審査がされて、その後保険者である鎌ヶ谷市に請求がくるため、専門的知識がある委託の方々によって毎月点検をしています。また、3ヶ月分並べて医薬品の使い方等の点検をする縦覧点検も行っています。

委員：レセプトを巧妙に書き換えているところなどもあると聞いているので、どうやって摘発できるのか気になっています。

事務局：厚生労働省の関東信越厚生局や千葉県でも、不正なものに関しては調査を行い、監査が入ったりしていて、病院に関してはほぼ不正がないようにできています。一方で、接骨院などが出してくる柔道整復施術の申請書は、不明確な記述が見受けられる状況ではあります。

委員：保健事業・健康教育事業は、頼まれれば出向いて行って、随時状況に応じて講演をしに行くものなののでしょうか。年間で、何月と何月と決まっているわけではないのですか。

事務局：担当の課として行うものについては、何月と何月は生活習慣病や糖尿病をテーマにした講演会を行いますといったものはありますが、地域の方々からの依頼を受け取り調整して、その地域の保健師・栄養士・歯科衛生士が出向くといった健康教育も行っております。

委員：柔軟な対応ですね。保健事業の推進については町会の回覧などでまわってくると思いますが、人間ドックの助成等は広報的な部分はどうなっていますか。

事務局：広報への掲載に加え、ポスターやチラシを作成しました。今年度は初年度のため、市民まつりでもチラシを配ってPRを行いました。

委員：人間ドック助成は新しい制度ですか。

事務局：今年度から始まりました。

議 長：鎌ヶ谷市ではどれくらいの方が人間ドックを受けていますか。

事務局：いろいろな保険に加入している方がいるためわからないのですが、国民健康保険で今年度人間ドック助成の申請をされた方は約420名です。

(4) その他について

議 長：その他について、事務局へ説明を求める。

事務局：2点の報告があります。1点目は、平成30年度に向けた千葉県の動きについてご報告します。先日、千葉県においても初めての国民健康保険運営協議会が開催されました。今後何回かの会議を経て、千葉県国民健康保険運営方針を定めていくこととなります。

2点目は、鎌ヶ谷市の国民健康保険運営協議会の皆様方の任期につきましては、平成29年6月30日までとなりますので、今回が最終となる予定です。

そのため、再度推薦団体等へ推薦を依頼し、7月1日から任期2年でお願いすることになります。再任された方へは、引き続きお願いすることになりますので、その際はよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長：以上で平成28年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成29年2月21日

鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会会長 徳田訓康 _____